

独立行政法人中小企業基盤整備機構の保有個人情報の開示の実施の方法及び開示に係る手数料に関する要領

第1章 総則

(総則)

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の保有個人情報の開示の実施の方法(以下「開示方法」という。)及び開示に係る手数料に関する取扱いについては、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「保有個人情報」とは、役員又は職員(専門職員、年俸契約職員、嘱託職員、研修専門員及び臨時職員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役員又は職員が組織的に利用するものとして機構が保有しているものをいう。ただし、法人文書に記録されているものであって、法の規定の適用を受けるものに限る。

第2章 保有個人情報の開示方法

(保有個人情報の開示方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの)
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- 四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画(次項から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)次に掲げる方法(口及び八に掲げる方法にあっては当該文書又は図面の保存支障を生じるおそれが

なく、かつ、法人がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図面の開示を実施することができる場合に限る。

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の五の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

- ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)
 - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イから八までに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格14833、15895又は15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3章 保有個人情報の開示に係る手数料

(手数料の額等)

第4条 保有個人情報の開示に係る手数料(この条において「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき、300円とする。

- 2 開示請求をした者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間

が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、現金又は銀行振込で納付しなければならない。

4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

第4章 補則

(開示等に係る窓口等)

第5条 保有個人情報の開示等に係る窓口及び個人情報ファイル簿の閲覧所は、次の各号に定めるところとする。

一 本部 広報室 広報課

二 支部(関東支部を除く。) 企画調整課

(要領の細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、保有個人情報の開示に関する必要な事項は、別に定める。

(要領の閲覧)

第7条 この要領は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。